

横須賀市立中央斎場残骨灰売渡仕様書

1. 概要

残骨灰に含まれる資源物（有価金属等）を再資源化するため、買受者（以下「乙」という。）は、横須賀市立中央斎場から発生する残骨灰を回収し、「残骨」、「資源物」、「廃棄物」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行い、横須賀市（以下「甲」という。）にその報告を行うとともに、引渡しを受けた火葬件数に応じた金額を甲に支払う。

2. 売渡物件及び予定数量

- （1）売渡物件 契約期間に横須賀市立中央斎場から発生する残骨灰
- （2）予定数量 火葬件数5,955件（12歳以上の火葬件数のみ）※重量約8.5トン

3. 契約方法 単価契約（単位 円/件）

4. 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 残骨灰保管場所及び引渡場所

- （1）所在地 横須賀市坂本町6丁目18番地
- （2）名称 横須賀市立中央斎場 別添斎場配置図参照

6. 火葬炉の形式等

- （1）火葬炉の形式 寝棺型台車式 10基（火葬炉メーカー：(株)宮本工業所）
- （2）集塵機 電気集塵機 5基

7. 売渡物件の処理等

（1）売渡物件の分別

乙は、売渡物件について、「残骨」、「資源物」、「廃棄物」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うものとする。

（2）残骨の埋葬

乙は、「残骨」については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に従い、礼節をもって適切に埋葬するものとする。埋葬地は、神奈川県内の墓地または納骨堂とし、乙の責任のもとに確保するものとする。

（3）資源物の処理

乙は、「資源物」については、適正に再資源化するものとする。

（4）「廃棄物」の処理

乙は、「廃棄物」については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の関係法令を遵守し、適正に処理するものとする。

8. 売渡金の納入

売渡契約締結後、乙は、売渡物件の引渡開始前までに、甲の請求に基づき、次のとおり売渡金を予納金として納入するものとする。

予納金額（1円未満切り捨て）＝予定数量（5,955件）×契約単価×1.1（消費税率）

9. 売渡金の確定金額

売渡金の確定金額は、次のとおりとする。

確定金額（1円未満切り捨て）＝売渡実数量×契約単価×1.1（消費税率）

10. 売渡金の精算

（1）確定金額が予納金を上回った場合

乙は、甲の請求に基づき令和8年4月末日までに、その差額分を納入する。

（2）確定金額が予納金を下回った場合

甲は、乙に令和8年4月末日までに、その差額分を還付する。

11. 売渡物件の実数量

売渡物件の数量は、第1回引渡について、甲が集計した前年度最終引渡日から当年度引渡日前日までの12歳以上の火葬件数とし、第2回以降同様に、甲が集計した前回引渡日から引渡日前日までの12歳以上の火葬件数とし、それらの当年度最終回までの合計を売渡実数量とする。

12. 売渡物件の引渡

（1）引渡日時

- ①予納金の納入を確認後、引き渡すものとする。
- ②原則として、3か月に1回行うものとする。
- ③引渡日時は、斎場職員と事前に打ち合わせをし、決定するものとする。

（2）引渡方法

- ①乙は、契約期間前までに、残骨灰保管場所に空のドラム缶（斎場設備に適合するサイズのもの）を10本程度設置するものとする。
- ②甲は、発生した残骨灰を順次上記のドラム缶に保管するものとする。
- ③乙は、斎場職員の立会いのもと、残骨灰を保管したドラム缶と空のドラム缶を交換することで引渡を受けるものとする。（ただし、最終回は交換不要。）
- ④運搬車両は、引渡場所まで進入可能なものとする。

（3）引渡確認 引渡の際、乙は「残骨灰受領数量確認書」（様式任意）を甲に提出するものとする。

13. 売渡物件の引渡開始日の5日前までに提出する書類

- （1）「責任者・作業従事者名・使用車両等届」（様式任意）
- （2）売渡物件の分別・再資源化を行う施設及び工程の概要（様式任意）

(3) 本売渡契約に係る残骨を埋葬する墓地または納骨堂の概要及び乙が同墓地等に埋葬することができることを示す書面（契約書、協定書、永代供養の証等）の写し

14. 売渡物件の処理報告

乙は、「売渡物件の処理報告書（様式1）」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、引渡を受けた回毎に甲に提出するものとする。また、同報告書には、売渡物件の処理状況の分かる写真を添付するものとする。

なお、廃棄物の処理については、マニフェストの写し等を添えて、適正に処理したことを別途報告すること。

15. 調査等 甲は、必要に応じ、契約に定める履行状況について調査することができる。

16. 引渡諸経費 売渡物件の引渡にかかる諸経費は、乙の負担とする。

17. 責任事項

売渡物件の引渡後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

18. 機密保持

乙は、この契約に関連して、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、甲の文書による許諾を得なければならない。

19. その他

(1) 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) 契約の解除及び違約金については、契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）の規定によるものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙で協議するものとする。

20. 事務担当 民生局健康部健康総務課中央斎場 電話046-823-3809（直通）